

『長岡市景観アクションプラン』策定業務委託
簡易評価型プロポーザルに関する説明書

1 委託業務の名称

都総委第4号『長岡市景観アクションプラン』策定業務委託

2 目的

景観法に基づく景観行政団体への移行に伴い、今後の本市における良好な景観形成を図る具体的な施策を実施していくための新景観計画である、『長岡市景観アクションプラン』（景観法に定める景観計画）を策定するための業務を委託するもの

3 業務の概要

長岡市は、平成26年5月1日に景観法に基づく景観行政団体に移行した。

これにより、本市は景観法に基づく景観行政を主体的に実施可能な地方公共団体として、従来の施策を見直すとともに、景観法を活用し、以下の内容を検討のうえ、『長岡市景観アクションプラン』を平成27年度に策定して、本市における景観施策の更なる充実を図る。

- (1) 景観計画区域
- (2) 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針
- (3) 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
- (4) 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針
- (5) 屋外広告物の制限に関する事項
- (6) その他景観アクションプラン策定に必要な事項

本業務は、平成27年度の策定に向け、ワークショップ方式等を取り入れ、課題の抽出や方針の検討等を行い、基本方針（案）を作成するものである。

なお、成果品として業務報告書（A4判）2部、電子データ（CD-R）2枚を提出するものとする。

4 対象事業者等

このプロポーザルに参加しようとする者は、次の全ての要件に該当する者であることを要します。

- (1) 新潟県内に本社若しくは支店機能を有する事業者であること、又は新潟県内に本社若しくは支店機能を有する事業者と同程度の連絡及び協力体制を確保できると認められるものであること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) その役員に次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (4) この公告の日以後に、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (5) この公告の日以後に、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

5 委託契約期間

平成 26 年 6 月 30 日から平成 27 年 3 月 20 日まで

事業期間は平成 26・27 年度の 2 か年（平成 27 年度末策定予定）であるが、委託契約は単年度ごとに行い、2 年目の契約は本年度の履行状況により、引き続き同事業者と随意契約するか否かを判断するものとする。

6 委託費

7,000,000 円（税込）以内とします。

（示した委託料の額は平成 26 年度予算額であり、予定価格ではありません。）

7 事業者選考

簡易評価型プロポーザル方式により選考します。

8 提案書の作成

(1) 提案書作成上の基本的事項

説明書等を熟読の上、その内容を踏まえた提案書を作成してください。

本プロポーザルは「都総委第 4 号『長岡市景観アクションプラン』策定業務」における取組方法等について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容並びに成果品の一部の作成及び提出を求めるものではありません。

具体的な作業は、契約後、提案書に記載の内容を踏まえた上で、本市と協議しながら行うものとなります。

(2) 提案書の項目

審査の対象となる次の事項について、資料を作成してください。

ア 会社概要

(ア) 社名

(イ) 本社及び市内の支社、支店、営業所等の所在地

(ウ) 資本金

(エ) 従業員数（本社、支社、支店、営業所等別）

(オ) 業務内容

イ 業務実績（ある場合のみで可）

「都総委第 4 号『長岡市景観アクションプラン』策定業務」に類似した業務実績について、次のとおり作成してください。

(ア) 業務の名称

- (イ) 履行期間
 - (ウ) 委託者
 - (I) 概略（100字以内）
 - ウ 本業務の担当予定者の氏名
 - 予定者が複数である場合は、主担当者を明示してください。
 - エ 本業務への取組体制
 - 本業務への対応予定体制、本市からの指示・質問、来庁依頼等への応答体制等
 - オ 本業務の取組方針、内容等
 - 自社以外の事業者が実施した先進事例等を踏まえ、自社の現時点における認識や考え方を提案してください。
 - カ 自社のアピールポイント
 - キ 費用見積り（平成26年度分）
 - ク 業務スケジュール
 - 平成26・27年度の2か年の策定までのスケジュールを作成してください。
 - (3) 提案書の様式等
 - ア 様式は日本工業規格A4とする。
 - イ 記載の方法は横書きとする（書式は任意とする。）
 - ウ 表紙には、件名、日付、会社名、担当者名、住所、電話番号、ファクス番号及び電子メールアドレスを記載すること。
- 9 書類の提出方法、提出先及び提出期限
- (1) プロポーザル参加表明書
 - ア 提出方法 持参、郵送（配達確認ができるものに限り、提出期限必着）、ファクス及び電子メールとします。
 - ただし、ファクス及び電子メールの場合は、必ず着信を確認してください。
 - イ 提出先 長岡市都市整備部都市計画課都市政策係
 - 住 所 〒940-0062 新潟県長岡市大手通2丁目6番地
 - フェニックス大手イースト8階
 - 電 話 0258-39-2225
 - F A X 0258-39-2270
 - e-mail toshikei@city.nagaoka.lg.jp
 - ウ 提出期限 平成26年6月5日（木曜日）午後5時
 - (2) 提案書
 - ア 提出方法 5部を持参又は郵送（配達確認ができるものに限る。提出期限までに必着のこと。）すること。
 - イ 体 裁 片面印刷とし、左上1カ所をホチキス止めしてください。
 - ウ 提出先 長岡市都市整備部都市計画課都市政策係（参加表明書提出先に同じ）
 - エ 提出期限 平成26年6月12日（木曜日）午後5時
 - オ ヒアリング 期日：平成26年6月16日（月曜日）

会場：まちなかキャンパス長岡5階交流ルーム

プレゼンテーションの時間等は、プロポーザル参加表明書の提出により参加事業者が確定後、別途通知します。

参加者は2名までとし、必ず、主担当者によるプレゼンテーションを含んでください。

10 本説明書の内容に関する質問の受付及び回答

- (1) 質問は、「簡易評価型プロポーザルに関する質問書」(第3号様式)により行うものとし、ファクスまたは電子メール(着信を確認すること。)のいずれの方法でも可とします。電話による質問は一切受け付けません。

なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びファクス番号、電子メールアドレスを併記してください。

ア 質問の受付及び回答課 長岡市都市整備部都市計画課

イ 質問の受付期間 参加表明書を提出した日から、平成26年6月6日(金曜日)午後5時まで

- (2) 回答書の内容は、寄せられた全ての質問とそれに対する回答とし、平成26年6月10日(火曜日)までに参加表明書を提出した者全員に回答します。

11 選考方法

本市職員で組織する選考委員会において、提案書の提出者かつヒアリングの参加者で、次の全ての要件に該当するものの中から、提案書、ヒアリングの内容、見積金額等により総合的に選考し、最優秀者及び次点者を決定します。

- (1) 提案書の記述が、要求要件を満たしていること
- (2) 見積金額が、予算額以内であること
- (3) プレゼンテーションが、規定時間内で完了していること

12 選考結果通知

- (1) 選考結果は、参加者全員に通知します。
- (2) 不採用の通知を受けた方は、通知を受けた日から起算して7日以内に、その理由の説明を書面で求めることができます。

13 その他留意事項

- (1) このプロポーザルの参加に要する経費は、すべて参加者の負担とします。
- (2) 提出された提案書は、返却しません。
- (3) 決定した事業者の提案書に記載した内容の著作権は、当市に無償・無条件で帰属するものとしてとします。
- (4) 提案書に記載された内容については、原則として、提出後の内容変更を認めません。

〔 担 当：長岡市都市整備部都市計画課都市政策係 〕